

長崎市芸術文化振興プラン

(旧市民文化活動振興プランー第3次改訂版ー)

令和7年3月

長 崎 市

はじめに

本市は、鎖国下において、日本で唯一海外との交易の窓口であったことから、西洋や中国などの多様な文化を受け入れながら、個性豊かな街並みや風土を築いてきました。異国情緒あふれる景観や、異文化の交流で生まれた伝統芸能などは本市独自の芸術文化として息づいています。芸術文化は、生きる喜びや希望などをもたらすだけでなく、本市の歴史の積み重ねとして市民一人ひとりに受け継がれるとともに、市民のシビックプライドの源といえる存在です。



本市では、平成8年度に長崎市の文化振興行政の指針として「長崎市市民文化活動振興プラン」を策定し、市民と行政が協力し合いながら、様々な芸術文化施策を展開し、「文化の樹」を育ててきました。

その後、本プランは、2度の改訂を行い、さらなる芸術文化の振興に取り組んでまいりましたが、前回の改訂から10年以上が経過し、人口減少や少子高齢化の進行、情報通信技術の進展、文化芸術基本法の改正など、芸術文化を取り巻く環境は大きく変化してきました。

また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、芸術文化も未曾有の危機に直面しましたが、そのことで芸術文化の価値が問い直され、私たちが心豊かな暮らしを営む上で必要不可欠なものと再認識されました。こうした変化等に対応し、今後も引き続き、本市の芸術文化の振興を推進していくため、このたび本プランを改訂することといたしました。

今回策定しました第3次改訂版では、「長崎市第五次総合計画」で掲げる将来の都市像である「個性輝く世界都市・希望あふれる人間都市」やまちづくりの方針を踏まえ、「子どもから大人まで誰もが、芸術文化を学び楽しみ続けられるまちづくり」を基本理念とし、「創る」、「支える」の2つの柱で各施策に取り組むこととしております。

また、今回の改訂に伴い、芸術文化の範囲を明確にするため、「長崎市芸術文化振興プラン」に名称を改め、令和7年度から新たにに取り組むこととなりますが、今年、国内最大の文化の祭典である「第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭（ながさきピース文化祭2025）」の長崎での初開催、そして被爆から80周年という大きな節目の年を迎えます。

もとより、芸術文化を創造し、享受できるのは、平和であってこそです。本市としましては、ピース文化祭や被爆80周年事業を通じて、平和であることの重要性を広く発信できるよう取り組むとともに、芸術文化が有する創造性を育み、活かし続け、市民の皆様一人ひとりが心豊かになるよう、誰もが等しく芸術文化を学び楽しむことができるまちづくりを行ってまいります。

結びに、本プランの改訂にあたり、熱心に議論を重ねていただきました長崎市文化振興審議会の委員の皆様、パブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様をはじめ多くの関係者の皆様に、心から感謝申し上げますとともに、今後も引き続き、本市の芸術文化の振興のため、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

長崎市長 鈴木 史朗

目次

	ページ
第1章 概要	2
1 改訂趣旨	2
2 芸術文化の範囲	4
3 プランの位置づけ	4
4 プランの期間	6
第2章 基本理念	7
第3章 現状・課題	9
1 芸術文化を取り巻く社会状況	9
2 国の動向	9
3 本市における現状・課題	10
第4章 基本方向と施策の柱	14
第5章 施策の方向（取組み内容）	16
1 芸術文化に触れる機会の創出	16
2 芸術文化活動を行う機会の創出	20
3 文化施設の整備	22
4 市民の芸術文化活動への支援	23
5 芸術文化を担う人材の育成	24
第6章 推進体制	26
（参考資料）	27

第1章 概要

1 改訂趣旨

芸術文化は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものです。

本市では、平成8年度に「長崎市市民文化活動振興プラン[※]」を策定し、市民と行政が互いに協力し合いながら市民が展開する芸術性を志向した文化活動をより一層盛んにするために、本市における文化振興行政の指針として位置付け、芸術文化の振興に関する様々な施策を推進してきました。

その後、平成14年度と平成25年度にそれぞれ改訂しましたが、前回改訂から10年以上が経過し、人口減少の進行や情報通信技術の進展など、芸術文化を取り巻く環境は、大きく変化しました。

国においては、平成29年に、文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に貢献することを目的に、「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」に改正され、芸術文化そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等芸術文化に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込むとともに、芸術文化により生み出される様々な価値を芸術文化の更なる継承、発展及び創造につなげていくことの重要性が明らかにされました。

そのような中、令和2年からは、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延が、芸術文化分野にも甚大な影響を及ぼし、感染拡大防止としての度重なる行動制限により、本市でも多くの芸術文化活動が中止、延期又は規模縮小などを余儀なくされましたが、そのコロナ禍において、他者との身体的・精神的距離が生じたことや身近に芸術文化に触れる機会が少なくなったことなどが、芸術文化の価値を問い直すきっかけとなり、人々に安らぎと勇気、明日への希望を与えるものとして、その本質的価値が改めて認識されました。

一方、本市においては、平成27年3月末をもって公会堂を廃止し、現在、新たな文化施設の整備に向けた議論がなされているところではありますが、今後さらに、多くの市民や文化団体が芸術文化を通じて心の豊かさを共有できるよう、また、未来を担う多くの子ども達が、芸術文化における様々な出会い、体験を通じて、豊かな感性を育むことができるよう、本市における芸術文化の振興を着実に推進していく必要があります。

令和7年度には、「第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭（ながさきピース文化祭2025）」が開催されますが、芸術文化により生み出される様々な価値を芸術文化の継承、発展及び創造に活かし、一層の芸術文化の振興に繋げる絶好の機会となります。

※これまで本プランを「市民文化活動振興プラン」と題していたが、内容は芸術文化活動を振興するためのものであり、文化芸術基本法に基づき、より範囲を明確化するため、本改訂に伴い「長崎市芸術文化振興プラン」と改めることとした。

本プランは、このような状況を踏まえ、豊かな心の涵養や創造力の醸成といった芸術文化の本質的な価値を向上させ、都市の魅力を高めることを目指し、芸術文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第3次改訂版として策定するものです。

2 芸術文化の範囲

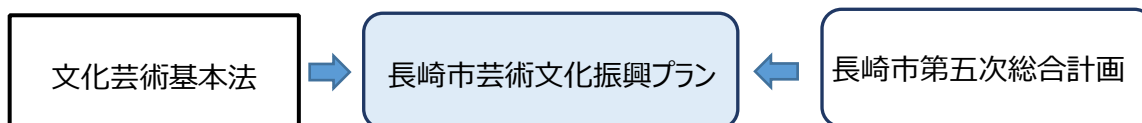
本プランの対象とする「芸術文化」の範囲は、文化芸術基本法において対象とされている範囲を基本とし、次のとおりとします。

項目	内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術（メディア芸術を除く）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能（伝統芸能を除く）
生活文化	茶道、華道、書道、食文化、その他の生活にかかる文化
国民娯楽	囲碁、将棋、その他の国民的娯楽
地域における文化・芸術	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能
出版物及びレコード等	
文化財等 [※]	有形及び無形の文化財並びにその保存技術

※文化財等に関する施策については、主に「長崎市歴史文化基本構想」に基づき推進が図られていることから本プランの対象外とします。

3 プランの位置づけ

本プランは「文化芸術基本法」を踏まえ、長崎市第五次総合計画（以下「総合計画」という。）に即した長期的な芸術文化施策の指針として位置付けます。



《SDGs との関係について》

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された、平成 28 年から令和 12 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現させるための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、各国政府には、それぞれの国の特有の優先課題や強みを踏まえた積極的な取組みが期待されています。





そのような中、本市においても SDGs の理念を踏まえ、持続可能なまちづくりを目指すため、今回のプラン改訂にあわせて、SDGs のゴールと関連付け、その達成に向けた取組みを推進していきます。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



画像提供元：「SDGs のポスター・ロゴ・アイコンおよびガイドライン」国際連合広報センター

【本プランに関連する SDGs のゴール】

目標 (Goal)	自治体行政の果たし得る役割
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4. 質の高い教育をみんなに</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組みは重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>自治体による女性や子供等弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10. 人や国の不平等をなくそう</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11. 住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>

<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>16. 平和と公正をすべての人に</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすもの自治体の役割といえます。</p>
<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<p>17. パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

出典：「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）—導入のためのガイドライン—2018年3月版(第2版)」(自治体SDGsガイドライン検討委員会編集)

4 プランの期間

総合計画との整合を図るため、計画期間は総合計画（後期基本計画）の最終年度である令和12年度までとします。

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
<p>第五次総合計画 (前期基本計画)</p>		<p>第五次総合計画 (後期基本計画)</p>				
<p>長崎市芸術文化振興プラン（※）</p>						

※令和8年度からの後期基本計画の内容等も踏まえた本プランの見直しも検討することとします。

第2章 基本理念

本市は、芸術文化の振興を進める上での理念として、文化芸術基本法第2条に記載の基本理念を念頭に置きつつ、本市の総合計画における芸術文化分野が含まれるまちづくりの方針を踏まえて、次のとおりとします。

子どもから大人まで誰もが、芸術文化を学び楽しみ続けられるまちづくり

【文化芸術基本法 第2条（基本理念）】

基本理念 各項	
1	文化芸術に関する施策の推進にあたっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない
2	文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない
3	文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域に関わらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
4	我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
5	多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない
6	地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない
7	我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない
8	乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない
9	文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない
10	文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない

【第五次総合計画体系図】

基本計画		令和4年度～令和12年度（9年間）
基本構想		
	めざす都市像	個性輝く世界都市・希望あふれる人間都市
	まちづくりの方針G	私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします
前期基本計画（R4年度～R7年度）		
	基本施策G4	芸術文化あふれる暮らしを創出します
	【R7年度のめざす姿】	市民が、芸術文化を楽しみ、心豊かに生活している。
	個別施策G4-1	芸術文化に触れる機会を創出します
	【めざす姿】	市民が、様々な芸術文化に身近に触れている。
	個別施策G4-2	市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図ります
	【めざす姿】	市民が、自主的な芸術文化を活発に行っている

第3章 現状・課題

1 芸術文化を取り巻く社会状況

少子高齢化、人口減少が進展する中、芸術文化分野においても、主体となる担い手の不足により、地域の芸術文化が衰退していくことが危惧されています。本市の芸術文化を絶やさず、後世につないでいくためには、その魅力を正しく伝える担い手を育成し、広く市民の皆さんと共有していく必要があります。

また、令和2年以降世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人々の行動変容を余儀なくし、心理的距離や不安が生まれました。本市においては、新しい生活様式での芸術文化の鑑賞機会の創出や芸術文化活動再開応援補助制度などの施策を実施し、芸術文化の灯を絶やさぬよう支援を行ってきました。一方、新型コロナの影響による社会的行動制限を経験することで、芸術文化が人々に安らぎや勇気などを与えるものとして、改めてその価値が認識されるようになりました。

さらに、デジタル化の急速な進歩に伴うデジタルトランスフォーメーション（DX）の進展やAIなどの技術革新が広がり、働き方や生活様式が変化しました。デジタル化は、芸術文化に関わる表現形態を多様化し、新たな方法による有意義な芸術文化体験の可能性を飛躍的に広げ、芸術文化活動の形態やニーズにも変化を生じさせています。

このような社会状況の変化等を踏まえて、国においては、芸術文化に関する法令の制定や改正が行われています。

2 国の動向

○劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の制定

平成26年6月に劇場、音楽堂等の活性化に関する法律が施行されました。この法律は、わが国の劇場や音楽堂、文化会館、文化ホール等に係る現状や課題を踏まえ、劇場、音楽堂等の活性化を図ることを目的に制定されたものです。

○文化芸術基本法への改正

我が国の文化芸術全般にわたる基本的な法律として、平成13年12月に文化芸術振興基本法が施行されました。その後、少子高齢化・グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術施策展開が、より一層求められるようになってきたことを背景に、平成29年にはその一部が改正され、名称も文化芸術基本法に改められました。

その改正においては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用するため、前文や基本理念の一部を改める

ほか、文化芸術団体の役割に関する規定や関係者相互の連携及び協働の規定を追加するなどの改正が行われています。

○文化芸術推進基本計画の策定

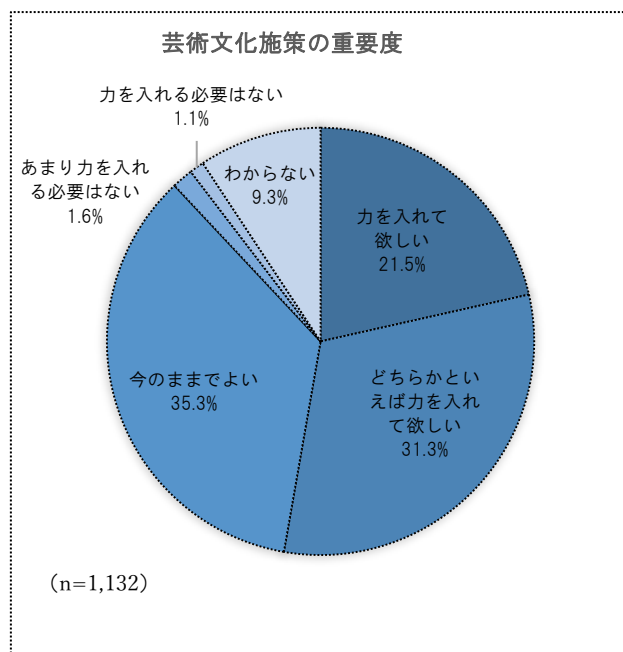
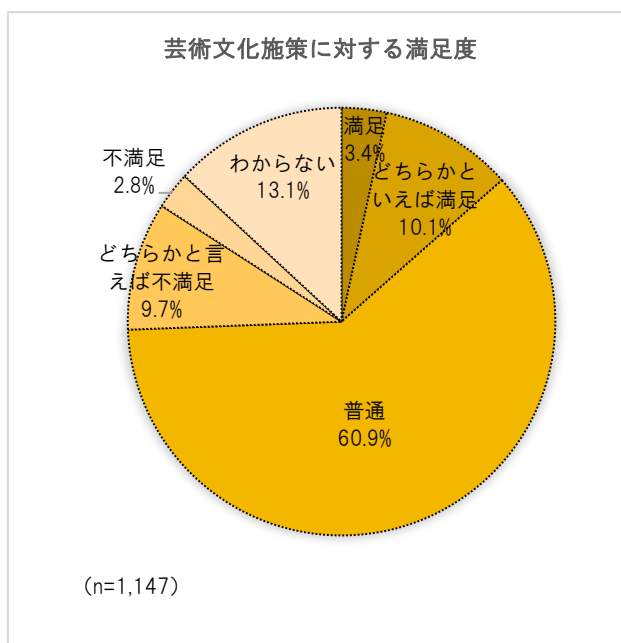
平成 30 年 3 月、文化芸術基本法の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画として、文化芸術推進基本計画（第 1 期）が策定され、中長期的な文化芸術施策のめざすべき姿や今後 5 年間の基本的方向性などが示されました。令和 5 年 3 月には、新型コロナウイルス感染症に係る教訓や社会変化を踏まえた第 2 期計画が策定されました。

3 本市における現状・課題

○市民意識調査結果

本市の芸術文化施策に対する満足度については、「満足」「どちらかといえば満足」と回答した人の割合は 13.5%となっており、「不満」「どちらかといえば不満」と回答した人の割合は 12.5%となっています。また、重要度については、「力を入れてほしい」「どちらかといえば力を入れて欲しい」と回答した人の割合は 52.8%となっている一方、「力を入れる必要はない」「あまり力を入れる必要はない」と回答した人の割合が 2.7%となっていることから、芸術文化の取組みをより充実させていく必要があります。

【参考】令和 5 年度市民意識調査結果



総合計画（前期基本計画）における芸術文化分野施策の成果指標にもなっている市民文化活動状況については、「芸術文化を鑑賞する市民の割合」は49.4%、「ほとんど鑑賞しない」割合は48.2%となっています。

鑑賞しない理由として「興味がない」と回答した人の割合が33%と一番多く、次いで「時間がない」と回答した人の割合が25.1%、「経済的理由」と回答した人の割合が14.1%となっています。

また、「芸術文化活動を行う市民の割合」は19.7%、「ほとんど行っていない」割合は75.9%となっています。


芸術文化活動を行っていない理由として「興味がない」と回答した人の割合が38.7%と一番多く、次いで「時間がない」と回答した人の割合が25.5%、「情報がない」と回答した人の割合が12.4%となっています。

これらの結果から、芸術文化に興味・関心を持ってもらえるよう芸術文化事業の内容の充実、工夫に加え、その魅力を伝えることができる情報発信を行っていく必要があります。

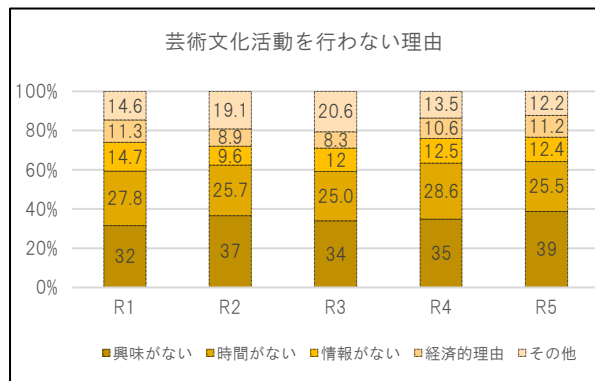
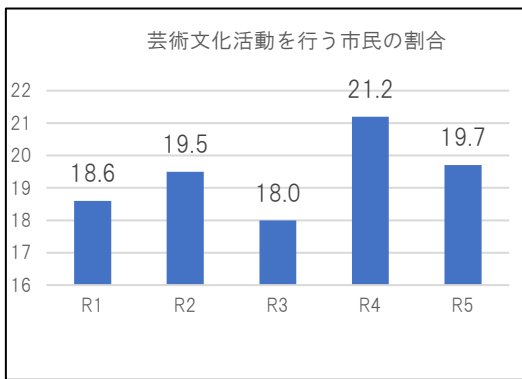
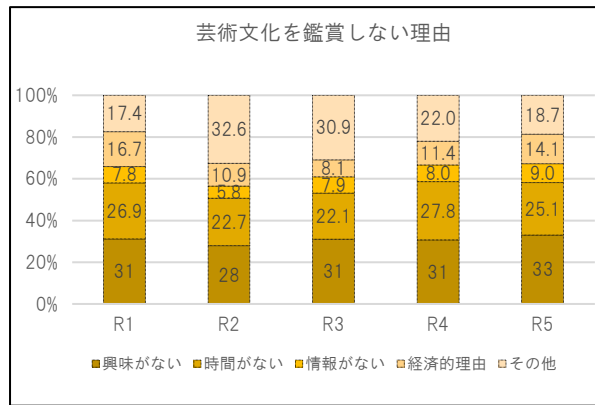
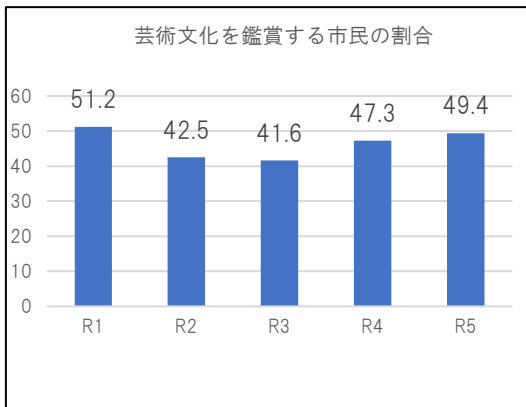
【指標1】芸術文化を鑑賞する市民の割合

基準値 (時期)	目標値	実績値			基準値からの傾向
		R3	R4	R5	
51.2% (R元年度)	55.0% (R7年度)	41.6	47.3	49.4	

【指標2】芸術文化活動を行う市民の割合

基準値 (時期)	目標値	実績値			基準値からの傾向
		R3	R4	R5	
18.6% (R元年度)	20.0% (R7年度)	18.7	21.2	19.7	

【参考】市民意識調査結果（令和元年度～5年度）



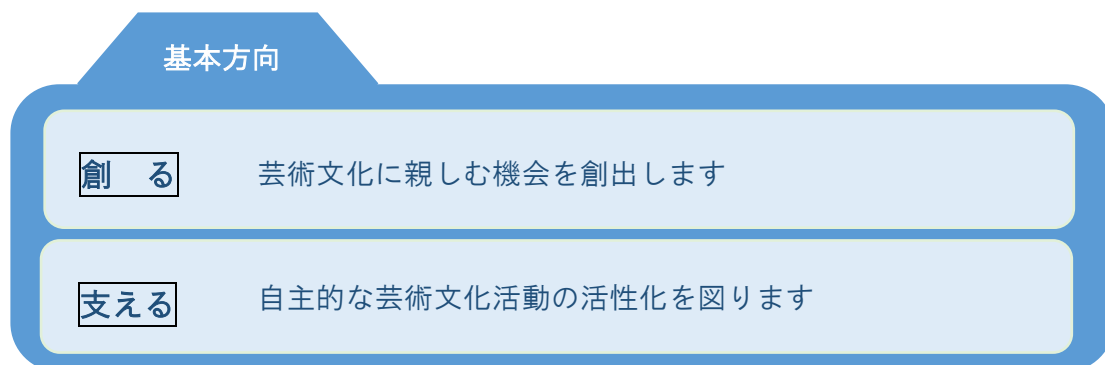
○これまでの取組みに対する課題

国の動向や、長崎市文化振興審議会の委員の皆さんからの意見等を踏まえ、本市の芸術文化分野における課題について、過去のプラン（第2次改訂版）の基本方針ごとに次のとおり抽出しました。

		基本方針	主な課題
市民文化活動振興プラン 第2次改訂版	【機会創出】	市民が芸術文化に親しみ心豊かな生活ができるよう、身近な場所で芸術文化に触れる機会を創出するとともに、他の部局とも連携して、子どもたちの豊かな感性を育てる取り組みを続けていきます。	○鑑賞や発表の機会は一定創出できているが、より質の高い芸術文化に触れる機会が必要である。 ○子どもや年配者向け事業が多く、若者（中間層）が参加する事業も必要である。 ○国際的な芸術文化に触れる機会を増やす必要がある。
	【人材育成】	レベルの高いアーティストや専門家との交流や指導を受けられる機会を提供し、芸術文化を支える人材を育成します。	○芸術文化の担い手を育成する必要がある。 ○アーティストとしてだけでなく、マネジメントできる人材が必要である。 ○サポーターの新規登録者を増やす必要がある。
	【活動支援】	世代間や地域、各種団体との交流を促進し、ネットワークづくりを支援するなど、市民の自主的な文化活動の活性化を図ります。	○長崎市芸術文化活動助成金交付制度などによる団体の活動に対する支援の拡充が必要である。 ○芸術文化情報誌や奨励金制度、芸術文化専用HPについて認知度の向上が必要である。 ○文化団体の交流の機会が必要である。
	【環境の整備】	市民が利用しやすいニーズに見合った文化施設の整備や運用に努めます。	○市民の芸術文化活動の発表の場、練習・創造の場、市民の芸術文化の鑑賞の場を充実させる必要がある。 ○芸術性や専門性の高い公演に対応できる機能を備えた中・小規模のホールが必要である。 ○芸術文化活動に取り組む市民が集い、交流する場、芸術文化を通じたつながりを育む拠点が必要である。

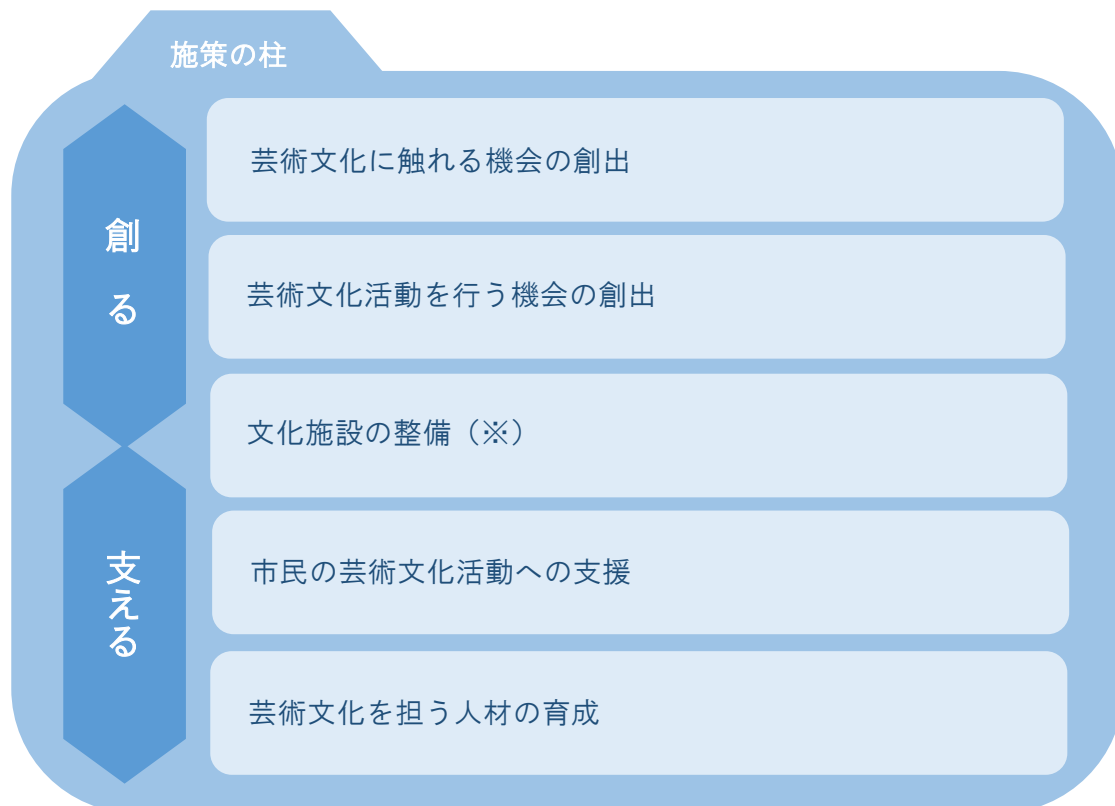
第4章 基本方向と施策の柱

基本方向については、従来のプランの方向性を引き継ぎつつも、総合計画の個別施策との整合性も考慮し、次の2つを基本方向とします。



市民が芸術文化を楽しみ、心豊かに暮らし、生活の質を高められるよう芸術文化に親しむ機会を創るとともに、市民の芸術文化活動の活性化を図ることができる芸術文化施策を展開します。

また、芸術文化を取り巻く社会状況の変化や課題に対応するため、施策の柱を次のとおりとします。



※文化施設の整備については、両方の基本方向に関わる施策の柱としています。

体系図

【基本理念】

子どもから大人まで誰もが、芸術文化を学び楽しみ続けられるまちづくり

【基本方向】

「創る」
芸術文化に親しむ機会を創出します

「支える」
自主的な芸術文化活動の活性化を図ります

【施策の柱】

芸術文化に触れる機会
の創出

芸術文化活動
を行う機会
の創出

文化施設の整備

市民の芸術文
化活動への
支援

芸術文化を担
う人材の育成

【施策の方向】

身近に芸術文化に触れ、親しむ機会の充実

質の高い芸術文化の鑑賞機会の充実

平和の文化を発信する機会の創出

デジタル技術を活用した芸術文化に触れ、親しむ機会の創出

市民の芸術文化活動を発表する場の充実

文化団体等との連携・協力による芸術文化活動機会の創出

市内の文化施設等の有効利用に向けた整備

新たな文化施設整備に向けた検討

芸術文化活動に対する助成・奨励制度の充実

芸術文化に関する情報発信の充実

芸術文化を担う次世代の育成

芸術文化活動を行う個人や文化団体の交流促進

第5章 施策の方向（取組み内容）

1 芸術文化に触れる機会の創出

子どもから大人まで、障害の有無や経済的な状況又は居住する地域等に関わらず、市民の誰もが等しく身近に芸術文化に触れ、親しむことのできるまちを目指し、多様な芸術文化の鑑賞機会や体験機会を提供するとともに、質の高い芸術文化に触れる機会を創出します。

施策の方向

- 身近に芸術文化に触れ、親しむ機会の充実
- 質の高い芸術文化の鑑賞機会の充実
- 平和の文化を発信する機会の創出
- デジタル技術を活用した芸術文化に触れ、親しむ機会の創出

○身近に芸術文化に触れ、親しむ機会の充実

芸術文化は、年齢や障害の有無、性別等に関わらず、すべての人が触れあうことができる機会が提供されていなければなりません。すべての人が身近に芸術文化に触れ親しむことが出来る機会を得られるとともに、新たな創造活動の促進にも寄与できるよう、引き続き多様なジャンルの事業を実施していきます。

特に、子どもたちが様々な芸術文化に触れあうことで、豊かな創造性と感性、思考力やコミュニケーション能力などの人間性を育み、心豊かに暮らすことができるよう、また未来の担い手としての育成も見据え、積極的に子ども（保護者の参加も含む）を対象とした事業を充実させていきます。

【取組事例】

- ・中央及び地元で活躍する演奏家を、学校やふれあいセンター等へ派遣して行うアウトリーチコンサートやホールでのコンサート等の開催
- ・演劇公演招致、子どもを対象にした演劇体験教室、演劇アウトリーチ、市民が演劇の台本や音楽をつくり出演する市民参加舞台公演の開催
- ・子どもから大人までを対象とした舞踊や伝統芸能などの芸術文化体験教室の開催
- ・まちなかを舞台とした、音楽・舞踊・演劇・美術展等のイベントの開催



【アウトリーチコンサート】



【演劇アウトリーチ】



【障害者アート作品展】



【伝統文化体験教室（茶道）】

○質の高い芸術文化の鑑賞機会の充実

質の高い芸術文化に触れることで、鑑賞者の創造性や想像力が刺激され、個人の成長や充実した生活につながります。質の高い芸術文化の鑑賞機会をホールのみならず他の施設等でも提供していきます。

また、本市は、古くから外国への玄関口として発展し、ヨーロッパや中国から多くの文化を受け入れ、異国情緒あふれる街並みが形成されている一方で、国際的な芸術文化に触れる機会が十分ではありません。

質の高い国際的な芸術文化に触れる機会についても創出し、市民の芸術文化への興味・関心を高め、理解を深めていきます。

【取組事例】

- ・中央及び地元で活躍する演奏家を、学校やふれあいセンター等へ派遣して行うアウトリーチコンサートやホールでのコンサート等の開催（再掲）
- ・長崎が物語の舞台となっている世界的に有名なオペラ「蝶々夫人（マダム・バタフライ）」をテーマとした音楽フェスティバルの開催



【ミニコンサート】



【ガラコンサート】



【マダムバタフライフェスティバル①】



【マダムバタフライフェスティバル②】

○平和の文化を発信する機会の創出

芸術文化を享受するには平和な社会が欠かせません。平和な社会では、人々は安心して芸術文化活動に没頭し、創造的なエネルギーを注ぎ込むことができます。芸術文化は、個人や社会の多様性を尊重し、心を豊かにする重要な役割を果たします。

また、本市は被爆地として、核兵器廃絶と世界恒久平和に向けて力を尽くし、平和の文化を育んできたまちでもあります。市民が芸術文化を通して、当事者として平和について考え、行動し、平和の輪を広げられるような取組みを進めていきます。

【取組事例】

- ・ 関係部局と連携した平和の文化の啓発活動の実施
- ・ 平和をテーマとした映画上映、ゲストによるトークイベントや平和に関するメッセージパネル展等を行う平和映画祭の開催

○デジタル技術を活用した芸術文化に触れ、親しむ機会の創出

昨今のデジタル技術の急速な進展は、芸術文化に関わる表現形態を多様化し、幅広い需要に応えられる創造空間等の進化を実現し、芸術文化活動の様々な場面で多く見られます。

その中でも、特にコンピュータや電子機器といった新しいテクノロジーを利用するメディアアート※は、世界中で広く認知・発信されており、教育現場においても活用が進んでいます。

また、メディアアートは観客自らが作品に参加する体験型アートの要素があり、体験価値が重視される現代社会に合致していることから、様々な年代層にも広がりを見せています。

このような状況を踏まえ、本市においても、市民がメディアアートのようなデジタル技術を活用した芸術文化に親しむ機会を創出していきます。また、デジタル技術については、生成 AI 等、急速な進化と普及がみられることから、芸術文化への活用や可能性についても注視していきます。

【取組事例】

- ・メディアアート体験講座（ワークショップ）や展覧会等の開催
- ・デジタル技術を活用したアート作品制作体験

※メディアアート：絵画や彫刻などの伝統的な表現形式とは異なった、デジタル技術を活用した芸術作品の総称

2 芸術文化活動を行う機会の創出

芸術文化の担い手においても、子どもから大人まで、障害の有無や経済的な状況又は居住する地域等に関わらず、活躍する場があることは、芸術文化の発展と継承にとって極めて重要であり、個人の創造性や感性を育み、社会全体の豊かさにつながるものです。市民による自主的な活動がより一層活発なものとなるよう、芸術文化活動を行う機会の創出を図ります。

施策の方向

- 市民の芸術文化活動を発表する場の充実
- 文化団体等との連携・協力による芸術文化活動機会の創出

○市民の芸術文化活動を発表する場の充実

芸術文化の担い手が、日ごろの成果を発表する場があることで、担い手自身の成長の機会や芸術文化の可能性が広がるとともに、鑑賞者に対する芸術文化への理解を深めるきっかけとなります。

そのため、市民参加型の定期的なイベントの企画・運営を行うなど、芸術文化活動の発表の場の充実を図ります。

【取組事例】

- ・まちなかを舞台とした、音楽・舞踊・演劇・美術展等のイベントの開催（再掲）
- ・市民演奏家等が日ごろの成果を発表するラウンジコンサートの開催



【Nagasaki まちなか文化祭】



【ラウンジコンサート】

○文化団体等との連携・協力による芸術文化活動機会の創出

市民や文化団体との各種共催事業の実施や自主文化事業での地元アーティストの登用など、地元で活躍する人材の活動機会の創出は、地域の芸術文化の活性化に寄与します。

今後も市民文化活動の充実のため、各種共催事業や自主文化事業を通じた文化団体等との連携・協力を行っていきます。

【取組事例】

- ・市民美術展や市民音楽祭など市民文化団体等と連携した共催事業の開催
- ・子どもから大人までを対象とした舞踊や伝統芸能などの芸術文化体験教室の開催（再掲）

3 文化施設の整備

市民の芸術文化活動を振興する上で大きな役割を持つ文化施設について、施設の整備や適切な管理運営を行い、芸術文化活動・交流の場を創出し、市民や文化団体の活動を支援します。

施策の方向

- 市内の文化施設等の有効利用に向けた整備
- 新たな文化施設整備に向けた検討

○市内の文化施設等の有効利用に向けた整備

市内の文化施設等の必要な改修を計画的に実施するほか、指定管理者と連携し誰もが利用しやすくなるような環境の整備・運用を行い、文化施設等の有効利用を目指します。

【取組事例】

- ・ベネックス長崎ブリックホールやチトセピアホール等、市内の文化施設の維持補修工事の実施
- ・既存施設の会議室等について芸術文化活動の練習利用も可能となるような改修の検討
- ・指定管理者へのモニタリングの徹底
- ・ホームページや SNS による情報発信の充実

○新たな文化施設整備に向けた検討

市内の芸術文化活動の場の不足解消や市民ニーズに応えるため、鑑賞の場としての芸術性と専門性の高いホール、市民が使いやすい創造支援諸室、そして芸術文化で交流と賑わいを生み出すエリアを有する新たな文化施設整備に向けた検討を進めます。

【取組事例】

- ・芸術性や専門性の高い公演に対応でき、市民が利用しやすい新たな文化施設の整備に向けた検討
- ・文化振興審議会などからの意見聴取
- ・他都市の類似施設の先行事例調査

4 市民の芸術文化活動への支援

市民の芸術文化活動の普及促進を図っていくためには、活動を担っている人材への支援が欠かせません。市民による自主的な活動が、より一層活発なものとなるよう、助成・奨励制度や情報発信の充実を図っていきます。

施策の方向

- 芸術文化活動に対する助成・奨励制度の充実
- 芸術文化に関する情報発信の充実

○芸術文化活動に対する助成・奨励制度の充実

将来にわたり芸術文化活動を続ける市民を増やすため、部活動以外で芸術文化分野の全国大会等に出場する子どもたちを奨励する制度や、市内の文化団体等が行う事業への助成制度を継続するとともに、そのほかのより効果的な支援についても、検討を行っていきます。

<取組事例>

- ・市内の文化団体が行う芸術文化事業に対する助成金の交付
- ・芸術文化分野の全国大会等に出場する小中学生や高校生に対する奨励金の交付

○芸術文化に関する情報発信の充実

芸術文化活動に役立つ制度や市民の芸術文化活動に関する情報について、多くの市民に知ってもらうため、芸術文化情報誌の発行や専用ホームページの運用等、既存媒体の活用だけでなく、新たな周知方法も検討しながら、効果的な情報発信に力を入れていきます。

<取組事例>

- ・芸術文化専用ホームページ、SNS等の運用
- ・芸術文化情報誌の発行



【ながさき情報倶楽部 Switch!】

5 芸術文化を担う人材の育成

人口減少が進む中、芸術文化を創造・表現する者だけでなく、企画制作やサポートする者など、芸術文化に関わる様々な担い手について、人材不足が課題とされています。これからの芸術文化を維持・発展させるために、それらを担う人材を育てていく必要があります。

施策の方向

- 芸術文化を担う次世代の育成
- 芸術文化活動を行う個人や文化団体の交流促進

○芸術文化を担う次世代の育成

芸術文化は、最も感受性が豊かな幼少期から多様な芸術文化に触れることが重要です。鑑賞型や参加型など達成感や自己肯定感などを体験できる事業を実施していくとともに、若者たちが長崎において芸術文化の担い手となるよう、積極的に若者の事業への参画も促し、事業を実施していきます。

また、芸術文化の作り手と受け手をつなぐ役割を担うアートマネジメント※を行う人材やサポーターの存在は、芸術文化活動の継続と発展において非常に重要な役割を担っており、芸術文化が持続可能な形で社会に根付くための基盤を作り上げる重要な要素となっています。

そのため、市民や文化団体の芸術文化活動を活性化させ、質の高い芸術文化の提供に繋がられるよう、アートマネジメント人材の育成や、サポーターを増やすため、サポーター活動の魅力の情報発信を行うとともに、サポーターの活動の場を多く提供することで基礎知識やスキルの向上に寄与します。

【取組事例】

- ・子どもから大人までを対象とした舞踊や伝統芸能などの芸術文化体験教室の開催（再掲）
- ・アートマネジメント人材育成プログラムの実施
- ・サポーターの育成

※アートマネジメント：芸術文化の作り手と受け手をつなぐ役割を担い、展覧会やイベント等の企画・運営、広報、資金調達などの業務を統一的にマネジメントすること



【若者向け芸術文化体験教室】



【ブリックホール探検隊（サポーター企画運営）】

○芸術文化活動を行う個人や文化団体の交流促進

芸術文化活動を促進していくためには、個人や文化団体が分野を超えて交流し、互いに刺激し合うことによって、新たな芸術文化の創造と発展を図っていくことも重要です。そのため、個人や文化団体同士が気軽に交流できる環境の整備を行い、交流を促進していきます。

【取組事例】

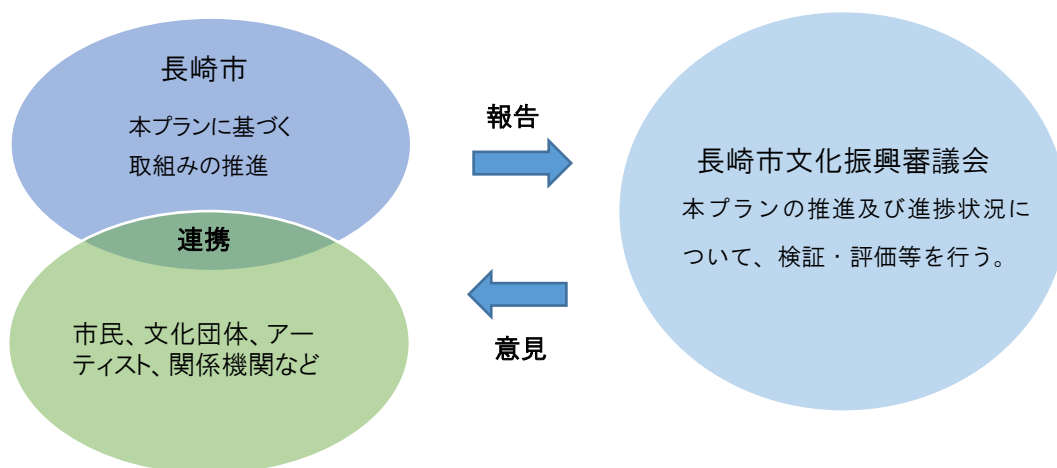
- ・文化活動を行う市民の情報発信・交流機能を有する芸術文化専用ホームページの運用
- ・文化施設を活用した交流の機会・場の創出



【芸術文化専用ホームページ「ながさき文化のひろば」】

第6章 推進体制

市民、文化団体、アーティスト、地域、関係機関等とも連携しながら、本プランの推進を図っていきます。また、市民、学識経験者、芸術文化の関係団体の代表者等からなる長崎市文化振興審議会において、本プランの推進及び進捗状況について、検証・評価を行うなど、適切な進行管理に努めます。



【成果指標】

総合計画との整合を図り、以下の成果指標を設定します。

なお、令和8年度からの総合計画の後期基本計画の内容等を踏まえた本プランの指標見直しも検討することとします。

【指標1】

芸術文化を鑑賞する市民の割合	基準値（時期）	目標値
	51.2%（R元年度）	55.0%

【指標2】

芸術文化活動を行う市民の割合	基準値（時期）	目標値
	18.6%（R元年度）	20.0%

＜参考資料＞

1 長崎市文化振興審議会 委員名簿（五十音順）

委員名（敬称略）	所属	区分
石橋 大作	一般社団法人 長崎民謡舞踊連盟 理事	芸術文化活動団体を代表するもの
出原 順子	長崎市民劇場 事務局長	芸術文化活動団体を代表するもの
内川 龍一	長崎舞踊協会 会長 (R6.7.31 まで)	芸術文化活動団体を代表するもの
浦 仁美	公募委員	市民
加納 暁子	長崎大学 教育学部教授	学識経験のある者
川下 祐司	長崎市演劇協会 会長	芸術文化活動団体を代表するもの
草場 紀久子	活水女子大学 音楽学部長	学識経験のある者
小坂 智子 (副会長)	長崎県美術館 館長	学識経験のある者
笹田 末人	特定非営利活動法人長崎市美術振興会 理事長	芸術文化活動団体を代表するもの
鈴木 萬里子	長崎いけばな連盟 会長	芸術文化活動団体を代表するもの
高橋 政寛	長崎市三曲協会 会長	芸術文化活動団体を代表するもの
龍田 優美子	活水学院オルガニスト・専任講師 (R6.7.31 まで)	学識経験のある者
中尾 晶悟	株式会社 長崎経済研究所 文化事業部部長 (R6.11.21 まで)	芸術文化に関し優れた識見を持つ者
中島 花子	公募委員	市民
永留 敦朗	公募委員 (R6.7.31 まで)	市民

委員名（敬称略）	所属	区分
中村 結花	ながさき子ども劇場 事務局長	芸術文化活動団体を代表するもの
橋口 俊哉	公益財団法人 長崎バス観光開発振興基金 事務局	芸術文化に関し優れた識見を持つ者
林田 賢	長崎県音楽連盟 理事・副運営委員長 (R6.7.31 まで)	芸術文化活動団体を代表するもの
平田 聖子	長崎いろは会 日本舞踊連盟 会長	芸術文化活動団体を代表する者
堀内 伊吹 (会長)	長崎県音楽連盟 常任理事・運営委員長	芸術文化活動団体を代表する者
松村 真弓	長崎舞踊協会	芸術文化活動団体を代表する者
山田 幸雄	長崎市書作家協会 会長	芸術文化活動団体を代表する者
吉田 有宏	株式会社 長崎経済研究所 文化事業部長	芸術文化に関し優れた識見を持つ者

2 文化芸術基本法

平成 13 年法律第 148 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興等）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこ

れへの参加，海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示，公開その他の普及への支援，海外の文化遺産の修復に関する協力，海外における著作権に関する制度の整備に関する協力，文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は，前項の施策を講ずるに当たっては，我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は，文化芸術に関する創造的活動を行う者，伝統芸能の伝承者，文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者，文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者，文化芸術活動に関する技術者，文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため，国内外における研修，教育訓練等の人材育成への支援，研修成果の発表の機会の確保，文化芸術に関する作品の流通の促進，芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は，芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため，文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は，国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ，国語について正しい理解を深めるため，国語教育の充実，国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は，外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう，外国人に対する日本語教育の充実を図るため，日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備，日本語教育に関する教材の開発，日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は，文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について，著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ，著作権等の保護及び公正な利用を図るため，著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備，著作権等の侵害に係る対策の推進，著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は，広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し，これに参加し，又はこれを創造する機会の充実を図るため，各地域における文化芸術の公演，展示等への支援，これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二條 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三條 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四條 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五條 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六條 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七條 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八條 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九條 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、

文部科学省及び内閣府，総務省，外務省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等）

第三十七条 都道府県及び市町村に，地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため，条例で定めるところにより，審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附則（平成十三年十二月七日法律第四百四十八号）抄

（施行期日）

1 この法律は，公布の日から施行する。

附則（平成二十九年六月二十三日法律第七十三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は，公布の日から施行する。（以下略）

（文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討）

第二条 政府は，文化芸術に関する施策を総合的に推進するため，文化庁の機能の拡充等について，その行政組織の在り方を含め検討を加え，その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成三〇年六月八日法律第四二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は，平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和元年六月七日法律第二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は，公布の日から施行する。

3. 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

目次

前文

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 基本的施策（第十条—第十六条）

附則

我が国においては，劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については，それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも，国民のたゆまぬ努力により，地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は，文化芸術を継承し，創造し，及び発信する場であり，人々が集い，人々に感動と希望をもたらし，人々の創造性を育み，人々が共に生きる絆きずなを形成するための地域の文化拠点である。また，劇場、音楽堂等は，個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず，全ての国民が，潤いと誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で，劇場、音楽堂等は，常に活力あ

る社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術基本法（平成十三年法律第四百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。

- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。
 - 二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。
- 2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

（国際的な交流の促進）

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における実演芸術の振興）

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の養成及び確保等）

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の関心と理解の増進）

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

（学校教育との連携）

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針）

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。
- 3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。